

## 後期高齢者医療制度施行に伴う政府管掌健康保険及び 船員保険における対応について

平成20年4月1日から後期高齢者医療制度が施行されることに伴い、現在、政府管掌健康保険及び船員保険（以下「政府管掌健康保険等」という。）の75歳以上の被保険者及び被扶養者（65歳以上75歳未満の者であって、一定の障害の状態にある旨の後期高齢者広域連合（以下「広域連合」という。）の認定を受けた者も含む。）については、各都道府県の広域連合が運営する後期高齢者医療の被保険者に該当することにより、政府管掌健康保険又は船員保険（職務外疾病部門のみ）から脱退することとなり、その対応については以下のとおりとなる。

### 1 後期高齢者医療の被保険者等

- (1) 日本国内に住所を有する75歳以上の者
- (2) 日本国内に住所を有する65歳以上75歳未満の者であって、一定の障害の状態にある旨の広域連合の認定を受けた者（現行の老人保健制度と同様、本人の申請に基づいて認定を行う）。

### 2 後期高齢者医療制度への被保険者の移行等にかかる対応

#### (1) 政府管掌健康保険関係

75歳到達により後期高齢者医療の被保険者となる者の被保険者資格喪失届又は被扶養者（異動）届をターンアラウンド方式により事業主へ送付し、届出の勧奨を行う。

※ 任意継続被保険者及びその被扶養者については、平成20年10月1日以降、任意継続被保険者に係る事務処理は全国健康保険協会が行う予定。

#### (2) 船員保険関係

① 船員保険の被保険者が後期高齢者医療の被保険者等となる場合、職務外疾病部門を適用除外とすることとなる。

② 被保険者等の移行等への対応

75歳到達により後期高齢者医療の被保険者となる者の適用除外該当届又は被扶養者（異動）届をターンアラウンド方式により船舶所有者へ送付し、届出の勧奨を行う。

### (3) 周知広報関係

- ① 昨年末に事業主等に対し、チラシを送付（別紙1）。
- ② 本年2月に事業主等に対し、チラシを送付（別紙2）。
- ③ 社会保険庁及び地方社会保険事務局のホームページによる周知広報の実施。

## 3 被扶養者の情報提供について

(1) 後期高齢者医療の被保険者の資格を取得した者であって、当該資格取得日の前日において被用者保険の被扶養者であった者については、資格取得日の属する月以後2年間、被保険者均等割額に10分の5を乗じた額を減額する（平成20年4月から9月までは保険料負担を凍結、平成20年10月から平成21年3月までは被保険者均等割額を9割軽減）こととされており、広域連合が被扶養者であったことの確認を行うために、被用者保険の保険者は情報提供を行う。

(2) 政府管掌健康保険等の一般被保険者、任意継続被保険者、疾病任意継続被保険者及び健康保険法第3条第2項の日雇特例被保険者に係る被扶養者の情報について、磁気媒体又は紙媒体により情報提供を行う。

※ 任意継続被保険者に係る被扶養者の情報提供については、平成20年11月10日（10月1日～30日までに認定解除された被扶養者情報）送付分から全国健康保険協会が行う予定。なお、船員保険の疾病任意継続被保険者に係る被扶養者の情報提供については、平成20年11月10日送付分以後も引き続き行う。

## 《患者負担》

医療機関の窓口では、「現行の老人保健制度と同様、かかった費用の1割（現役並み所得者の方は3割）」を医療機関の窓口を支払っていただきます。

窓口負担は、月ごとの上限額が設けられます。また、入院の場合、同一の医療機関の窓口で支払っていただく負担額は月ごとの上限額までとなります。

- ※ 3割負担となる現役並み所得者に該当するかどうかは、同一世帯の被保険者の所得と収入により判定します。
- ・課税所得149万円以上、かつ、
  - ・収入 高齢者複数世帯 520万円以上、高齢者単身世帯 383万円以上

② 高額医療・高額介護合算制度を新たに設けます。

同一世帯の被保険者において、医療保険の患者負担と介護保険の自己負担の両方が発生している場合に、これらを合わせた額について年額での上限額を設け、負担を軽減します。

（月ごとの負担の上限額）

|                               | 自己負担限度額  |                         | 高額医療・高額介護合算制度における自己負担限度額 |
|-------------------------------|----------|-------------------------|--------------------------|
|                               | 外来(個人ごと) |                         |                          |
| ① 現役並み所得者<br>(課税所得145万円以上)    | 44,400円  | 80,100円+1%<br>(44,400円) | 67万円                     |
| ② 一般                          | 12,000円  | 44,400円                 | 56万円                     |
| ③ 市町村民税非課税の世帯に属する方<br>(④以外の方) | 8,000円   | 24,500円                 | 31万円                     |
| ④ ③のうち、年金受給額80万円以下等の方         |          | 15,000円                 | 19万円                     |

(注) ( )内の金額は、多数該当(過去12ヶ月に3回以上高額療養費の支給を受け4回目の支給に該当)の場合。

食費・居住費の標準負担額

| 区分                           | (食費) 1食につき | (居住費) 1日につき |
|------------------------------|------------|-------------|
| ① 一般の方                       | 460円(注)    | 320円        |
| ② 市町村民税非課税の世帯に属する方等(③、④以外の方) | 210円       | 320円        |
| ③ ②のうち、年金受給額80万円以下等の方(④以外の方) | 130円       | 320円        |
| ④ ②のうち、老齢福祉年金を受給している方        | 100円       | 0円          |

(注) 管理栄養士又は栄養士により栄養管理が行われているなどの一定の要件を満たす保険医療機関の場合、それ以外の場合は420円となる。

③ 医療機関に入院された方については、現行の老人保健制度と同様、

- ・ 療養病床以外の場合は、食費に関する負担として、1食ごとに標準負担額
- ・ 療養病床の場合は、食費及び居住費に関する負担として、食費については1食ごとに、居住費については1日ごとに、標準負担額を負担していただきます。

## 《各種手続きや制度についての問合せ先》

- 後期高齢者医療制度は、各都道府県の広域連合と市区町村とが連携して事務を行います。基本的な役割分担は以下のとおりです。  
広域連合：被保険者証等の交付、保険料の決定、医療の給付  
市区町村：各種届出の受付や被保険者証等の引き渡し等の窓口業務、保険料の徴収
- 詳しくは、各都道府県の広域連合又は市区町村の窓口にお問い合わせください。



# 平成20年4月から 後期高齢者医療制度がはじまります。

## 《新しい制度のポイント》

**POINT**  
75歳以上の方、一人ひとりに被保険者証を交付します。  
→詳しくは、「被保険者」のページ

**POINT**  
高齢者の方々にふさわしい医療を目指します。  
新しい制度でも、74歳までの方々と変わらず、必要な医療を受けることができます。  
特に、高齢者の方々は、複数の病気に罹ったり、治療が長期にわたる傾向があるので、高齢者の暮らしに配慮した治療が行われるような仕組みを導入するとともに、在宅医療の充実や介護サービスとの連携強化など、高齢者の生活を支える医療を目指します。

**POINT**  
保険料負担を公平にします。  
高齢者の医療費を安定的に支えるため、現役世代と高齢者の方々が負担能力に応じて公平に負担することが必要です。  
また、これまで、高齢者の方々の間で、加入する制度によって、保険料を負担する人と負担しない人があり、また、市町村によって保険料に高低がありました。  
新しい制度では、高齢者の方々は、皆、負担能力に応じて公平に保険料をご負担いただくこととなります。また、原則として、都道府県内で、同じ所得であれば同じ保険料になります。  
→詳しくは、「仕組み図」と「保険料」のページ

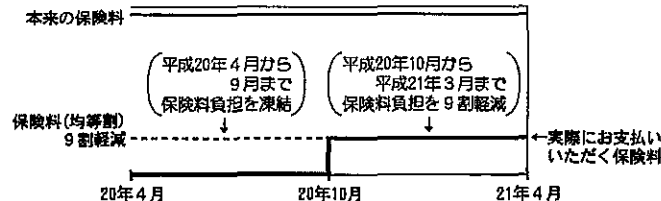
**POINT**  
医療保険と介護保険のサービスを両方利用して自己負担が重い方々の負担を軽減します。

**POINT**  
後期高齢者医療広域連合という新しい運営主体が、都道府県や市区町村と連絡をとりあって、高齢者の方々のサービス向上に努めます。



## 《制度加入直前に被用者保険の被扶養者であった方の保険料についての特別対策》

平成19年10月30日に与党において以下の対策がとりまとめられたところであり、政府としてもこれを実施する方針です。



### 後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療の事務を行うために、都道府県ごとに区域内の全ての市区町村が加入して設立された地方公共団体です。平成18年度中に全ての都道府県で設立が完了しています。

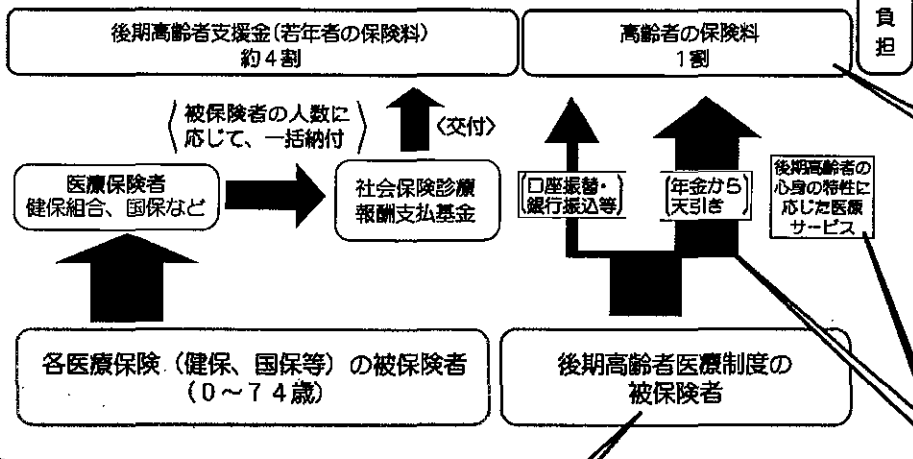
## 後期高齢者医療制度の仕組み

**【運営主体：全市町村が加入する広域連合】**

公費(約5割)

(国：都道府県：市町村=4：1：1)

患者負担



### 《被保険者》

- ① 75歳以上の方(75歳の誕生日から資格取得)
  - ② 65~74歳で一定の障害の状態にあることにつき広域連合の認定を受けた方(認定日から資格取得)
- これらの方々、現在加入中の国民健康保険又は被用者保険から脱退し、新たな制度に移行することになります。加入するときは、一人ひとりに後期高齢者医療被保険者証をお渡ししますので、医療を受ける際は必ずこれを提示してください。

### 《保険料》

- 保険料は、「高齢者の方一人ひとりに皆、納めていただく」こととなります。
- 保険料の額は、その方の「所得に応じてご負担いただく部分(所得割)」と「被保険者の方に「等しくご負担いただく部分(被保険者均等割)」の合計額」になります。
- ▼ 所得の低い世帯の方には、被保険者均等割が軽減(7割、5割、2割)されます。
- ▼ どんなに所得の高い方でも、年50万円が最高になります。
- 後期高齢者医療制度に加入する直前に

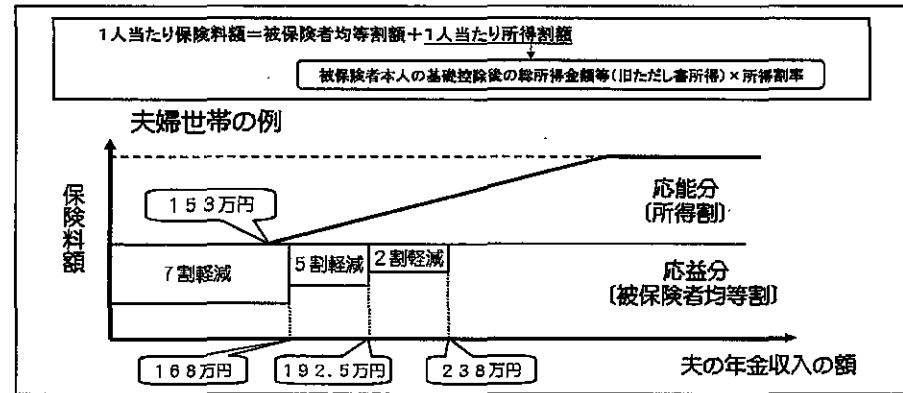
「国民健康保険に加入していた方」や「サラリーマンで健康保険の被保険者」であった方

国保や健康保険の保険料から後期高齢者医療制度の保険料に切り替わります。

「健康保険や共済組合の被保険者の被扶養者」であった方

新しく保険料をご負担いただくこととなります。「加入から2年間は、被保険者均等割の半額」に軽減されます。ただし、平成20年4月から9月までは保険料負担を凍結し、10月から平成21年3月までは保険料を9割軽減することとしています。→表紙をご覧ください。

- 所得割の率や被保険者均等割の額は、「各広域連合が、それぞれの都道府県の医療の給付に応じて、2年ごと」に条例で決めます。
- 高齢者の方々にご負担いただく保険料の総額は、これまでの保険料と同程度で、後期高齢者医療制度にかかる給付の1割になります。



- 保険料は原則として年金から徴収されます。ただし、年金額が年額18万円未満の方や介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた額が年金額の2分の1を超える方については、年金からの徴収は行われず、納付書や口座振替等により、市区町村に対し個別に納付していただくこととなります。

### 《医療の給付》

- 後期高齢者に対する医療給付の種類は、新たに設けられる高額医療・高額介護合算制度以外は、現行の老人保健及び国保において支給されているものと基本的には同じです。



#### 後期高齢者の新たな診療報酬体系の検討

後期高齢者医療制度の創設に当たっては、後期高齢者の心身の特性等にふさわしい医療が提供できるよう、新たな診療報酬体系を構築することとされていることから、そのための検討を行っています。

## 高齢者医療制度の見直しについて

今般「与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチーム」において、高齢者医療制度について以下のとおり取りまとめられ、政府としても実施することとされましたので、その内容をお知らせします。  
なお、今後、正式に内容が固まった段階で改めてお知らせさせていただきます。

※該当する被保険者の方への周知をお願いいたします。

### 1. 70～74歳の方（注1）の窓口負担について

平成20年4月から平成21年3月までの一年間窓口負担が1割に据え置かれます。

- (注1) 既に3割負担を頂いている方、後期高齢者医療制度の対象となる一定の障害認定を受けた方は除きます。
- (注2) 昨年の制度改正では、70～74歳の方の窓口負担については、平成20年4月から2割負担に見直されることとされていたものを据え置くものです。

### 2. 後期高齢者医療制度における75歳以上の被扶養者の保険料について

平成20年4月から9月までの6か月間は無料となり、平成20年10月から平成21年3月までの6か月間は、頭割保険料額(被保険者均等割)が9割軽減された額となります。

(対象者)

75歳以上の方（注1）で、後期高齢者医療の被保険者になる日の前日（平成20年3月31日又は75歳の誕生日の前日）において被用者保険（注2）の被扶養者となっている方

- (注1) 65歳～74歳で一定の障害認定を受けた方を含みます。
- (注2) 政府管掌健康保険や企業の健康保険、公務員の共済組合等、いわゆる「サラリーマン」の健康保険であり、国民健康保険は該当しません。
- (注3) 昨年の制度改正では、被用者保険の被扶養者の方については、後期高齢者医療制度の被保険者となった日の属する月から2年間、被保険者均等割を5割軽減することとされていますが今回の措置はそれに加えて行うものです。

## 事業主・被保険者の皆さまへ

平成20年3月より、  
**政府管掌健康保険の介護保険料率が、1.13%に変わります。**  
 平成20年4月より、医療保険制度改正による、  
**自己負担割合等が改正されます。**

### ◆政府管掌健康保険の介護保険料率の改正

政府管掌健康保険の介護保険料率は、平成20年3月分保険料(平成20年4月30日納付期限分)から、1.13%(現在は1.23%)となります。

これにより、40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者に該当する方の政府管掌健康保険料率は、医療に係る保険料率(8.2%)と合わせて、9.33%(現在は9.43%)となります。

※健康保険組合に加入されている方の保険料率は、別途加入されている健康保険組合にご確認ください。

### ◆自己負担割合の改正

#### 【乳幼児の負担軽減策(2割)を小学校入学前までに拡大】

現在、3歳未満の乳幼児については医療機関にかかったときの自己負担割合が2割となっていますが、その対象年齢が小学校入学前までに拡大されます。

#### 【高齢受給者の自己負担割合の据え置き】

平成18年の制度改正により、平成20年4月から70～74歳の方(現役並み所得者を除く)の自己負担割合が2割とされましたが、平成20年4月から平成21年3月まで1割に据え置かれます。

### ◆高額介護合算療養費の創設

医療保険各制度(健康保険、国民健康保険等)の世帯に介護保険の受給者がいる場合に、被保険者からの申請に基づき、高額療養費の算定対象となる世帯単位で、医療保険と介護保険の自己負担額を合算した額が、新たに設定される自己負担限度額を超えた場合に支給されます。

### ◆入院時生活療養費の支給対象者の拡大

療養病床に入院する65～69歳の方も入院時生活療養費が現物給付されるとともに、「生活療養標準負担額」を負担していただくこととなります。

### ◆後期高齢者医療制度の創設

75歳以上の方または65～74歳の方で一定の障害の状態にあることにつき広域連合の認定を受けた方は、後期高齢者医療制度に加入することとなります。

この場合、現在加入している政府管掌健康保険の被保険者・被扶養者ではなくなります。

また、被保険者が資格喪失した場合、75歳未満の扶養されている方も被扶養者でなくなるため、新たに国民健康保険等に加入することとなります。

#### 【後期高齢者医療制度の施行に伴う被保険者資格喪失届、被扶養者(異動)届の提出について】

被保険者もしくは被扶養者が75歳に到達した場合、社会保険事務所から事業主様あてに被保険者、被扶養者の情報をプリントした被保険者資格喪失届もしくは被扶養者(異動)届を送付します。

事業主の皆様には、プリント内容をご確認いただき、必要事項を記入、押印のうえ、届書とともに被保険者証を添付し、社会保険事務所にご返送くださいますようお願いいたします。



### 《事業主の皆様へ》従業員の方々へ通知の励行をお願いします。

社会保険事務所から従業員の方の社会保険の被保険者資格の取得日・喪失日、標準報酬月額、標準賞与額の決定等について通知された場合は、法律によりその内容について従業員の方に通知をしなければならないこととなっております。今後とも社会保険に関する届出等、ご協力の程よろしくをお願いします。

社会保険庁 <http://www.sia.go.jp/>